

II 都市計画の概要

1. 都市計画区域

都市計画法適用市町村一覧表

都市計画区域名	都市名	法指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域内		行政区域全体		備考
				面積 (ha)	R2 国調人口 (千人)	面積 (ha)	R2 国調人口 (千人)	
岡山県南広域	岡山市	T12. 5. 29	R2. 4. 1	58,600	710.6	78,995	718.8	旧御津町・旧建部町を除く
	倉敷市	S3. 9. 10	〃	35,385	474.5	35,607	471.2	島しょ部を除く
	玉野市	S12. 1. 20	〃	10,273	56.4	10,358	54.8	石島、大槌島を除く
	総社市	S12. 2. 23	〃	14,788	65.7	21,190	69.1	旧昭和町を除く
	赤磐市	S44. 5. 20	〃	3,695	30.5	20,936	42.2	行政区域の一部
	早島町	S25. 6. 13	〃	762	12.0	762	12.3	行政区域の全域
	計			123,503	1,349.7	167,848	1368.4	

資料：岡山県の都市計画-資料編- 2023

資料：令和2年国勢調査

岡山県南広域都市計画区域図



都 市 計 画 区 域 の 変 遷

<岡山県南広域都市計画区域>

令和5年3月末現在

年 月 日	都市計画 区域面積 k m ²	備 考
昭和45年10月16日	1,132.00	岡山市, 倉敷市, 玉野市, 総社市, 瀬戸町(H19.1.22), 山陽町, 東児町, 灘崎町(H17.3.22), 茶屋町, 早島町, 庄村, 山手村, 清音村, 船穂町, 金光町, 一宮町(S46.1.8), 津高町(S46.1.8), 高松町(S46.1.8), 吉備町(S46.3.8), 妹尾町(S46.3.8), 福田村(S46.3.8), 上道町(S46.5.1), 興除村(S46.5.1), 藤田村(S50.5.1) ※括弧内は合併年月日
昭和50年3月31日	1,243.71	岡山市足守地区, 真備町を都市計画区域に編入
昭和60年2月15日	1,248.56	公有水面埋立地の市域編入に伴い, 岡山市全域が都市計画区域に編入
昭和63年8月30日	1,251.33	赤磐郡熊山町の一部を都市計画区域に編入
昭和63年10月1日	1,255.02	全国都道府県市区町村別面積調改訂に伴う変更
令和2年4月1日	1,234.59	浅口市(旧金光町地区)の分離

過去の都市計画区域

<岡山都市計画区域>

年 月 日	都市計画 区域面積 k m ²	備 考
大正13年12月6日	55.93	岡山市, 上道郡宇野村, 平井村, 操陽村, 三幡村, 御津郡福浜村, 児島郡甲浦村大字宮浦字高島
昭和12年3月23日	63.65	御津郡大野村, 今村, 芳田村を都市計画区域に編入
昭和25年12月1日	69.36	児島湾埋立地の市域編入に伴い都市計画区域に編入
昭和27年4月1日	117.05	岡山市合併に伴い旧御津郡牧石村, 白石村, 甲浦村, 沖田村, 富山村が都市計画区域に編入
昭和28年3月1日	126.35	岡山市合併に伴い旧御津郡牧山村高野尻, 赤磐郡高月村牟佐が都市計画区域に編入
昭和29年4月1日	158.79	岡山市合併に伴い旧上道郡高島村, 財田町, 幡多村, 児島郡小串村, 御津町の一部が都市計画区域に編入
昭和44年2月18日	249.36	岡山市合併に伴い旧西大寺市が都市計画区域に編入
昭和44年5月20日	284.32	赤磐郡山陽町を都市計画区域に編入
昭和45年10月16日	—	岡山県南広域都市計画区域に編入

<西大寺都市計画区域>

年 月 日	都市計画 区域面積 k m ²	備 考
昭和9年12月20日	1.27	上道郡西大寺町
昭和28年2月1日	63.44	西大寺市全域（旧上道郡西大寺町，古都村，可知村，光政村，津田村，九幡村，金田村，邑久郡豊村，太伯村，幸島村，邑久町長沼の一部）を西大寺都市計画区域に編入
昭和31年5月22日	90.08	西大寺市全域を西大寺都市計画区域に編入
昭和44年2月18日	—	岡山市との合併に伴い岡山都市計画区域に編入

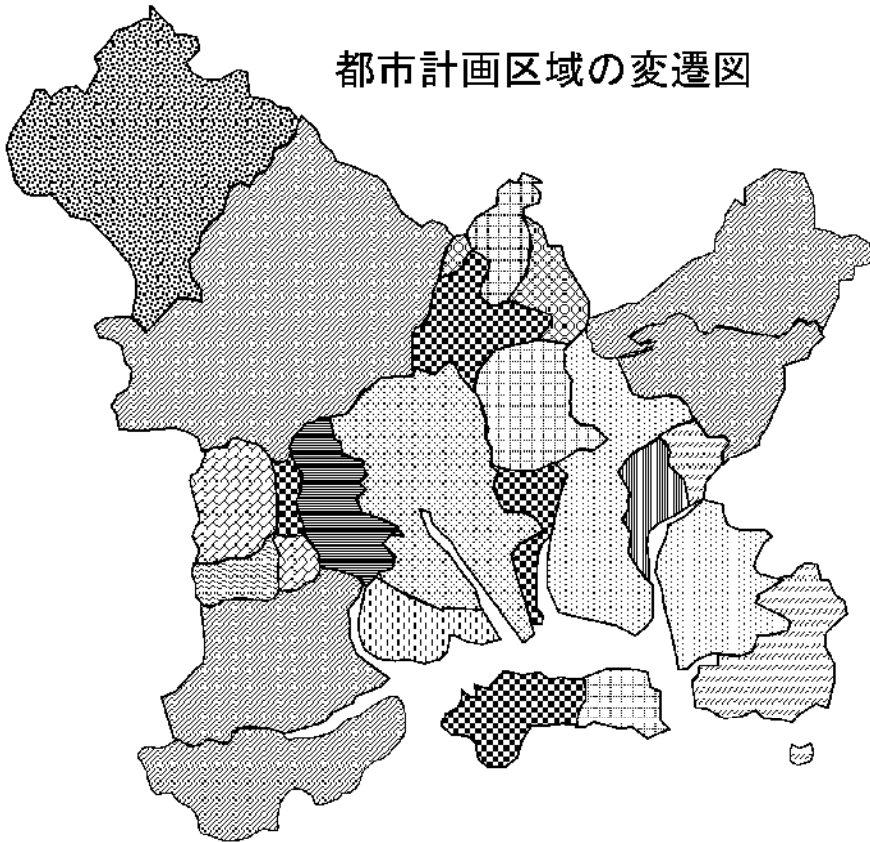
<妹尾都市計画区域>









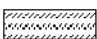




年 月 日	都市計画 区域面積 k m ²	備 考
昭和28年2月17日	6.41	都窪郡妹尾町
昭和45年10月16日	—	岡山県南広域都市計画区域に編入

<吉備都市計画区域>

年 月 日	都市計画 区域面積 k m ²	備 考
昭和40年10月28日	30.45	都窪郡吉備町，福田村，庄村
昭和45年10月16日	—	岡山県南広域都市計画区域に編入

都市計画区域の変遷図



- | | | |
|---|-----------|--|
|  | T13.12.6 | 岡山市、宇野村、平井村、操陽村、三蟠村、福浜村、甲浦村大字宮浦字高島 |
|  | S9.12.20 | 西大寺町 |
|  | S12.3.23 | 大野村、今村、芳田村 |
|  | S25.12.1 | 児島湾埋立地 |
|  | S27.4.1 | 牧石村、白石村、甲浦村、沖田村、富山村 |
|  | S28.2.1 | 古都村、可知村、光政村、津田村、九蟠村、金田村、豊村、太伯村、幸島村、邑久町長沼の一部 |
|  | S28.2.17 | 妹尾町 |
|  | S28.3.1 | 牧山村高野尻、高月村牟佐 |
|  | S29.4.1 | 高島村、財田町、幡多村、小串村、御津町の一部 |
|  | S31.5.22 | 西大寺市(正儀、東片岡、西片岡、久々井、宝伝、犬島、西隆寺、福治、富崎、久保、河本町、宿毛、下阿知、千手、一宮) |
|  | S40.10.28 | 吉備町、福田村 |
|  | S45.10.16 | 一宮町、津高町、高松町、上道町、興除村、藤田村、瀬戸町、灘崎町 |
|  | S50.3.31 | 岡山市(足守) |

2. 都市計画の種類と決定権者

都市計画の種類		決定権者				
		岡山市(政令市)決定		岡山県決定		
		知事協議	大臣同意	大臣同意 不要	大臣同意 必要	
都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に 重大な関係がある都市計画の決定の方針				○	
	その他			○		
区域区分(市街化区域・市街化調整区域)			●			
都市再開発方針等		●				
地 域 地 区	用途地域	○				
	特別用途地区	○				
	特定用途制限地域	○				
	特例容積率適用地区	○				
	高層住居誘導地区	○				
	高度地区	○				
	高度利用地区	○				
	特定街区	○				
	都市再生特別地区		●			
	防火地域・準防火地域	○				
	特定防災街区整備地区	○				
	景観地区	○				
	風致地区	面積10ha以上(2以上の市町村の区域にわたる場合)	●			
		その他	○			
	駐車場整備地区	○				
	臨港地区	国際戦略港湾、国際拠点港湾		●		
		重要港湾	●			
		その他	○			
	歴史的風土特別保存地区		●			
	緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたる場合	●			
その他		○				
特別緑地保全地区	面積10ha以上(2以上の市町村の区域にわたる場合)	●				
	その他	○				
緑化地域	○					
流通業務地区	●					
生産緑地地区	○					
伝統的建造物群保存地区	○					
航空機騒音障害防止地区	●					
航空機騒音障害防止特別地区	●					
促 進 区 域	市街地再開発促進区域	○				
	土地区画整理促進区域	○				
	住宅街区整備促進区域	○				
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○				
遊休土地転換利用促進地区	○					
被災市街地復興推進地域	○					

都市計画の種類				決定権者			
				岡山市(政令市)決定		岡山県決定	
				知事協議	大臣同意	大臣同意 不要	大臣同意 必要
都市施設	道 路	一般国道			●		
		県道		●			
		その他の道路		○			
		自動車専用道路	高速自動車国道		●		
	その他		●				
	都市高速鉄道			●			
	駐車場		○				
	自動車ターミナル		○				
	空港	国際空港等(空港法4条)					○
		地方管理空港(空港法5条)				○	
		その他		○			
	公園・緑地	国が設置する面積10ha以上のもの					○
		県が設置する面積10ha以上のもの		●			
		その他		○			
	広場・墓園	国、県が設置する面積10ha以上の		●			
		その他		○			
	その他の公共空地		○				
	水道	水道用水供給事業				○	
		その他		○			
	電気・ガス供給施設		○				
	下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域			○	
			その他	○			
		流域下水道				○	
	その他		○				
	汚物処理場 ・ごみ焼却場		産業廃棄物処理施設	●			
	その他			○			
	地域冷暖房施設			○			
	河川	一級河川					○
		二級河川				○	
		二級河川(岡山市の区域内のみに存するもの)		●			
準用河川		○					
運河			●				
学校		○					
図書館・研究施設等		○					
病院・保育所等		○					
市場・と畜場		○					
火葬場		○					
一団地の住宅施設		○					
一団地の官公庁施設			●				
流通業務団地		●					
一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○					
電気通信事業用施設		○					
防風・防火・防水・防雪及び防砂施設		○					
防潮施設		○					

都市計画の種類			決定権者			
			岡山市(政令市)決定		岡山県決定	
			知事協議	大臣同意	大臣同意 不要	大臣同意 必要
市街地 開発 事業	土地区画整理事業	国の機関、県が施行する面積50ha超	●			
		その他	○			
	新住宅市街地開発事業		●			
	工業団地造成事業		●			
	市街地再開発事業	国の機関、県が施行する面積3ha超	●			
		その他	○			
	新都市基盤整備事業		●			
	住宅街区整備事業	国の機関、県が施行する面積20ha超	●			
		その他	○			
	防災街区整備事業	国の機関、県が施行する面積3ha超	●			
その他		○				
予定 区域	新住宅市街地開発事業予定区域		●			
	工業団地造成事業予定区域		●			
	新都市基盤整備事業予定区域		●			
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域		○			
	一団地の官公庁施設予定区域			●		
	流通業務団地予定区域		●			
地区 計画 等	地区計画		○			
	防災街区整備地区計画		○			
	歴史的風致維持向上地区計画		○			
	沿道地区計画		○			
	集落地区計画		○			

- (注意) 大臣同意は名称の変更等軽易な変更については、要しない
- ・本表は都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限委譲を受けた都市計画決定等の場合を除く
 - ・●は政令市移行に伴い、決定権者の委譲が生じた都市計画の種類を表す